

## 福岡歯科大学 GPA に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、福岡歯科大学（以下「本学」という。）の学部におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）に関し必要な事項を定め、教育課程における学修到達度を客観的に評価することにより、大学教育の質を保証するとともに、履修指導、学修支援等に資することを目的とする。

(評価等)

第2条 学生が履修した授業科目の成績の評価及びグレード・ポイント（評価により与えられる数値。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

区 分	評 価		1単位 あたりの GP	成績評価基準
合格	優	A	4	100点～80点
	良	B	3	79点～70点
	可	C	2	69点～60点
	再試可	C-	1	再試60点
不合格	不可	D	0	59点以下

(GPA の算定)

第3条 各学年の GPA（以下「学年 GPA」という。）及び累積の GPA（以下「累積 GPA」という。）は、次の式により計算するものとし、算出された数値の小数点以下第三位の値を四捨五入し、小数点以下第二位までを表記するものとする。

$$\text{学年 GPA} = \frac{\text{当該学年の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数}}{\text{当該学年の履修登録した科目の総単位数}} \text{の総和}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{全学年の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数}}{\text{修得した科目の総単位数}} \text{の総和}$$

(対象授業科目等)

第4条 本学で進級あるいは卒業により認定されたすべての授業科目を GPA の対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は、GPA の対象外科目とする。

- (1) 編入学または転入学等の単位認定科目
- (2) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (3) その他教授会で認めた GPA 算出除外科目

(G P Aの公表)

第5条 G P Aは、成績通知表配付時に学生へ公表する。

(G P Aの活用)

第6条 学年G P Aは、次のとおり活用するものとする。

(1) 特待生、奨学生選考等の参考資料

(2) 学修指導

①学年G P Aが 2.0 以下となった場合は、学生本人に対して、助言教員による注意喚起と学修指導を行う。

②学年G P Aが 1.5 未満となった場合は、学生本人及び保護者等に対して、学生部長及び助言教員による面談を実施したうえ、助言教員と科目担当教員等が継続的な学修支援を行う。

③学年G P A 1.5 未満が2年連続した場合は、学生本人及び保護者等に対して、学生部長及び助言教員が面接し、就学を継続するか意思確認を行う。就学意志がある場合には、助言教員及び科目担当教員等が抜本的に修学態度を改善させる等の学修支援を行う。なお、面談に応じない、または面談の結果、学修意欲の改善が著しく困難と判断された場合は、退学勧告を行うことができる。

2 累積G P Aは、次のとおり活用するものとする。

(1) 学生の主体的な学修を促進するための指標

(2) 学生の学業成績を総合的に判断する指標

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、G P Aの取扱いに関し必要な事項は、大学長が別に定める。

附則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。